

公 示

小火器弾薬の薬きょうの売払い契約希望者募集要領

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
安平弾薬支処会計科長 谷 秀治

小火器弾薬の薬きょうの売払いの契約を希望する者は、下記により応募して下さい。

記

1 公募に付する事項

小火器弾薬の薬きょうの売払い

2 参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」の等級がC以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者、又は資格の取得に向けて申請中である者
- (3) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中でない者
- (4) 警視庁又は道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務及び物品等の契約から排除する要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 別紙第1の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」の該当しない者

3 公募参加申込みに関する手続等

- (1) 応募する者は、別紙第2の「参加表明書」、並びに次の項目を証明する審査資料を提出しなければなりません。
ア 競争参加資格審査結果通知書の写し。ただし、競争参加資格申請中である場合は、競争参加資格審査申請書（写し）、受理票（写し）又は申請確認メール（写し）を提出し、資格決定後速やかに競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
イ 別紙第3「売払条件書」の各項目の要件を証明する下記の書類
（ア）標記の事業又は同等の事業の受注実績（過去直近の1件）及び受注結果所見
（イ）加工に係る破碎設備及び加工体制を証明する図面、組織図、動員計画、工程表等
（ウ）武器等製造法第5条第1項第2号に準ずる保管設備の設置を証明する図面
（エ）武器等製造法第11条第1項に準ずる保管規定
（オ）輸送、保管、加工、処分間の保全・警備体制を証明する書類

(カ) 安全管理、工程管理、保全に関する業務及び各種運転記録簿等並びに各種報告書を作成する能力がある技術者等を有することの証明書類（従事者名簿等）

ウ 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

(2) 表明書及び審査資料は受付期限内に1部を提出先に持参又は郵送するものとします。

(3) 申込受付期間

令和8年7月21日（火）から8月17日（月）1700まで

（直接提出する場合は休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。）を除く。）

ただし、令和8年8月10日（月）～8月14日（金）を除く。また、正午から午後1時までの間を除く。

(4) 申込先及び参加表明書提出先

〒059-1511 北海道勇払郡安平町字安平番外地

陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処会計科 担当 谷

電 話 0145-23-2231 （内線290）

4 提出資料等の審査等

(1) 応募者は、北海道補給処安平弾薬支処の担当者から提出資料等について説明を求められた場合には、その都度説明しなければなりません。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き必要な資料等を提出しなければなりません。

(2) 応募者は、北海道補給処安平弾薬支処の担当者又は関係者から加工体制等の調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければなりません。

(3) 提出された資料等により、契約の円滑な履行能力の有無を審査します。

(4) 提出資料等に虚偽の記載がある場合は審査不合格とします。

(5) 提出資料等が期限内に提出先に到着しない場合は審査不合格とします。

5 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

6 疑義の申立て

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口 3の(4)に同じ

イ 時 間 直接持参する場合は休日を除く毎日、0815から1700まで
ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 疑義の再申立て

書面による回答を受理した日から３日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 審査資料等の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料等に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。又、他の公募、指名競争又は随意契約の相手方としない場合があります。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査の協力に応じなかった者の入札は無効とします。
- (3) 提出された資料等は、原則として返却しません。
- (4) 提出された資料等は、提出者に無断で他の目的で使用しません。
- (5) 原則として、提出期限以降における提出資料等の差換え及び再提出は認めません。ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料等を求めることがあります。

9 応募者の義務等

応募者で指名の通知を受けた者は、必ず公募指名競争に参加し、合理的な金額の見積書又は入札書を提出しなければなりません。

10 その他の注意事項

- (1) 本公示予定品目については、当該年度の調達予定及び過去の実績等に基づき記載しているため、必ず調達があることを保証するものではありません。
なお、場合によっては、希望する調達案件の契約に間に合わないことがあります。
- (2) 本公示記載事項の問い合わせは、３の(４)に記載されている提出先に連絡してください。
- (3) 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等については、別紙第１による。

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第 2 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

参 加 表 明 書

当社は、小火器弾薬の薬きょうの売払い契約（安平弾薬支処公示第 1 号（令和 8 年 7 月 21 日））に関して関心がありますので、参加を表明します。

なお、別添のとおり審査資料を提出します。

また、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反のないことを誓約致します。

審査資料

- 1 競争参加資格審査結果通知書の写し
- 2 本事業又は同等の事業の受注実績（過去直近の 1 件）及び受注結果所見
- 3 別紙第 3「売払条件書」の加工に関する破砕設備及び加工体制を証明する図面、組織図、動員計画、工程表等
- 4 武器等製造法第 5 条第 1 項第 2 号に準ずる保管設備の設置を証明する図面
- 5 武器等製造法第 11 条第 1 項に準ずる保管規定
- 6 別紙第 3「売払条件書」の輸送、保管、加工、処分間の保全・警備体制を証明する書類
- 7 安全、工程管理、保全に関する業務及び各種運転記録簿等並びに各種報告書を作成する能力がある技術者等を有することの証明書類（従事者名簿等）
- 8 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処

安平弾薬支処会計科長 谷 秀治 殿

令和 年 月 日

所 在 地
会 社 名
代表者名
電話番号
責任者名
担当者名

売払条件書

1 趣 旨

本公募に付する予定品目である小火器弾薬の薬きょうの売払いの条件を示すもの。

2 売払いに関する条件等

(1) 基本要件

契約の相手方は、次に示す基本要件を満足していなければならない。

ア 保管所として、武器等製造法に基づく小型薬きょう製造の事業許可に係る保管設備又は出入口に鉄製その他の堅固な扉及び堅固な鍵を設ける等盗難防止のために適当な構造を有する保管設備を具備しているものとする。

イ 薬きょうの加工に対応できる設備を具備しているものとする。

ウ 盗難防止のため、常時警備員をおくものとする。また警備員は専従とし、作業員を兼ねてはならない。

エ 保管所敷地の出入口又は保管所の出入口に対し防犯カメラを設置するものとする。

オ 薬きょうの保管に当たっては、この項第 5 号に示す保管の要領による保管規定を定めるものとする。

(2) 受 領

薬きょうの受渡しは、安平弾薬支処庭先渡しとし、契約の相手方が作成した受領書により引き渡しを受ける。

(3) 輸 送

ア 輸送は、契約の相手方が実施するものとする。

イ 輸送に当たっては、紛失及び盗難防止の処置を行うものとする。

(4) 保 管

ア 加工前の薬きょうは、工場外へ持ち出したり、他の業者へ売却してはならない。

イ 薬きょうは、弾薬支処から引渡しを受けた後、全数を加工完了するまでの間、加工その他必要のある場合を除き保管所に保管するものとする。

ウ 保管所への薬きょうの搬入又は保管所から薬きょうを搬出する際は、品目ごとに搬入、搬出の状況を帳簿に記載するものとし、日ごとに、品目、重量などの管理をするものとする。

エ 保管所に薬きょうが保管されている間、特に必要のない場合は施錠しておくものとする。

オ 警備員は、必要に応じ保管所の周辺等を見廻るものとする。

カ 防犯カメラは常時録画し、録画した画像については、保管状況等に異常が無いことを確認した時から、次回保管状況等に異常が無いことを確認するまでの間、保存するものとする。

(5) 加 工

薬きょうは、再利用防止のため、官側が別に示す加工を基準に行うものとする。又、加工前と加工後の薬きょうの重量を計測し、その数値及び写真を記録する。

(6) 処 分

薬きょうは黄銅再生業社等へ引き渡し、重量及びその明細書を提出する。